

会 議 録

会議の名称	令和８年度 第１回 池田市男女共同参画審議会
日 時	令和８年７月３日（金） 開会 午前１０時 ・ 閉会 午前１１時５分
場 所	池田市役所６階第３会議室
出 席 者	《審議会委員》 有澤委員、山本委員、藤田委員、上田委員、谷田委員、西村委員、岩本委員、前野委員、永倉委員、嶋田委員、楠委員、永山委員、禧久委員 <事務局> 吉川主幹、眞島主事
欠 席 者	山崎委員、荒木委員
会 長	有澤委員
議 題	１．令和７年度男女共同参画事業報告について ２．令和８年度男女共同参画事業計画について ３．委員会・審議会への女性の参画状況について ４．第３次男女共同参画推進計画の目標に対する進捗状況について
配 布 資 料	①次第 ②審議会委員名簿 ③池田市男女共同参画審議会（冊子）
傍 聴 者	なし
問合せ先	池田市 市民活動部 ダイバーシティ共創課 072-752-1111 内線 267 072-754-6231（ダイヤルイン） mail:diversity@city.ikeda.osaka.jp

議 事 経 過

1. 開 会

(事務局)

予定より少し時間が早いですが、委員皆様お揃いになりましたので、ただ今より令和8年度第1回池田市男女共同参画審議会を開催させていただきます。本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。なお、正確な議事録の作成のため審議会の内容を録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

まず初めに当課としましては組織改正により課名が人権・文化国際課からダイバーシティ共創課へ変わっております。担当は昨年度から引き続き私、吉川と4月に異動で当課へ来ました眞島となっております。

それでは、これからの進行は有澤会長にお願いさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、議題①の令和7年度男女共同参画事業報告と議題②の令和8年度男女共同参画事業計画について事務局より説明してください。

(事務局)

それでは、議事に沿って①令和7年度男女共同参画事業についてご報告します。最初に報告資料の見方ですが、例えば1ページのDV対応情報ネットワーク会議の見出しの下のカッコ書きをご覧ください。このように、先頭に○がついた太字の項目の下の方に、カッコ書きの記載があるものにつきまして、第3次男女共同参画推進計画の4つの柱の中のどの体系に基づいて実施しているかを記載しています。参考として、17・18ページに第3次計画の体系を掲載しておりますので後ほどご参照ください。

令和7年度の事業報告に入ります。1ページをご覧ください。会議関係では、男女共同参画推進本部会議を昨年6月2日、市の政策会議前に特別職及び部長職に対し開催しました。

男女共同参画審議会は、7月15日に開催し、主に令和6年度の事業報告及び令和7年度事業計画、委員会・審議会への女性の参画状況についてご審議いただきました。

また、女性人材育成事業のIkeda Women's Networkで思いをカタチにするために必要な知識とスキルを身につけるためのプログラムを実施し、ダイバーシティ社会の推進につながるチャレンジ計画を策定した方の中から、審査により2名の方にチャレンジ支援金5万円を交付する事業を継続して実施しており、チャレンジ計画選考審査会を12月6日に開催し、交付金を受け取る参加者を選定いたしました。

また、本年1月には、DV対応情報ネットワーク会議及び支援調整会議を開催し、市

関係部局及び女性相談センター、箕面子ども家庭センター、池田警察他関係機関とDV対応状況と困難女性支援についての意見交換を行いました。

男女共同参画苦情処理委員会は審議事案がありませんでしたので、未開催でした。

次に、啓発事業関係では、「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動」のそれぞれの啓発週間時にパネル展示を行い、関係資料の配布を行いました。

また、男女共同参画啓発事業として、「いけだパパスクール」や「おしごと CAFE」など、多数のセミナーを開催しました。その他の内容・参加者数につきましては、記載のとおりです。

また、思春期の子どもたちが、性に関する知識や性的同意、人権意識の重要性を身につけ、自分や相手を大切にすることを目的とした啓発冊子を発行し、心身の変化や性の基礎知識に加え、SNS やインターネット上での性被害、トラブルのリスクについて啓発いたしました。併せて、困ったときに信頼できる大人や相談窓口につながるための情報提供を行いました。

また、教育委員会との連携のもと、作成した冊子を活用し市内中学3年生を対象に出前講座を実施しました。

次に毎年発行しております啓発パンフレットですが、『思い込みを見直してみませんか？～アンコンシャス・バイアスを知る～』と題したパンフレットを発行し、市内公共施設などに配布いたしました。こちらは昨年度に委員の皆様にお送りさせていただいたものになります。

次に、DV被害者支援関係では、当課におけるDV相談が128件で、緊急一時保護・緊急避難支援が0件、同行支援が1件ございました。

5ページの「女性のための相談事業」につきまして、ダイバーシティセンターにて女性相談を実施し、様々な課題に対する相談に対応し、延べ239件の相談がありました。

続きまして、令和8年度の事業計画について、6～9ページをご参照ください。

主なものとしては、男女共同参画啓発事業、啓発パンフレットの発行のほか、引き続き、DV被害者支援、ダイバーシティセンターにて女性相談を実施します。

次に7ページをご覧ください。女性活躍関連事業につきましては、前年度と同様に、男性向け家事・育児参画支援事業「パパスクール」、女性の再就職支援事業「おしごとカフェ」、女性人材育成事業「Ikeda Women's Network」、シニア向け家事教室を実施します。パパスクールのコーディネーターとして今年度も荒木委員にご協力をいただきます。

また、思春期の子どもが性に関する正しい知識と人権意識を身につけ、安心して成長できるよう、心身の変化や性被害のリスク、相談先などをまとめた啓発冊子を発行し、教育委員会との連携のもと、市内中学生を対象に出前講座を今年度も引き続き実施する予定です。

事業計画のスケジュール表につきましては10ページに掲載しておりますのでご参照ください。以上、説明を終わります。

(会長)

説明が終わりました。何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

資料3～4ページ記載の父親向けの子育て支援講座について一昨年度と昨年度と比較した人数の増減はどうなっていますか？

また、性を学ぶ啓発冊子・出前講座について実施されてたとのことですが、どのような内容でしたか？

(事務局)

まず父親向けの講座につきましては人数は正確に把握しておりませんが、参加者数は一昨年度とほとんど同じで横ばいであったと思います。人数の定数自体があまり多い訳ではないですが市職員なども参加されたと聞いており、一昨年度と昨年度と同じ方が来られている訳ではなく参加者の入れ替わりがあったと記憶しております。

性を学ぶ啓発冊子については、思春期の身体の仕組みから性に関する知識や性的同意、最近のSNSによる性被害などに対する知識について中心に取り上げ、かなり突っ込んだ内容になっております。

(委員)

SNSによる性被害が活発化する中、中学校3年生に対しての教育では若干遅いと感じます。中学生向けや小学生高学年向けそれぞれに正しい性教育がされた方がいいと思います。

(委員)

先ほどおっしゃられた通り、やはり中学3年生では遅いと感じます。せめて小学校6年生や中学校1年生くらいを対象に実施した方がいいと思います。

またこの事業につきましては感想やアンケートを取られているのでしょうか？感想などなにかフィードバックするものがあれば、その感想に基づいて講座の内容をアップデートしていった方がいいと思います。

(委員)

4ページのDV被害者支援関係について、相談件数が128件とありますが緊急一時

保護・緊急避難支援が0件、同行支援が1件となっており、非常に件数が少ないと感じます。

もしも、命の危険があるような事態において、どのような方がどのような判断をされているのか教えてほしいです。

(事務局)

緊急一時保護・緊急避難支援の制度について説明します。通常緊急性のある暴力被害者については大阪府のシェルターへ送致することが大半なのですが、そのシェルターもすぐに入所ができない場合でさらに、経済的に困窮して生活費も持ち合わせていない場合、市から民間の宿泊場所を確保し宿泊料金を支払うという制度になってましてその申請に至るケースが1件もなかったということになります。

同行支援はシェルターへ職員が付き添い、シェルター入所まで支援を行うものになります。基本的には日中について緊急事案があった場合は当課で担当しますが、夜間などで緊急でシェルターへの送致が必要となった場合については警察機関の方で対応いただいています。

緊急一時保護やシェルターへは本人が望む場合は、そのとおりに手続きを進めますが、シェルターの場合は池田に帰ってこないでそのまま違う地で生活の拠点を移すことが前提となるため、仕事を辞める必要があったり、保育所の退所などが必要になってくるため、なかなかすぐにシェルターに入るということを決断できないことが多いです。

相談件数128件の内訳についてですが、住民基本台帳上の支援措置という制度がありまして、例えば池田市に逃げてきて所在地を加害者に知られたくない場合に所在地の閲覧をブロックする手続きになります。その際に当課で事前に相談を聞いた上で支援措置にあたるかどうかということを決定する聞き取りの件数も含まれています。純粋なDV等相談件数につきましては40件くらいだったと記憶しています。

相談につきましては女性相談支援員という専門員を設置しておりまして、その職員が主に支援を担当します。128回というより128人から相談を受けたという方が正しいです。相談については1回聞いて終わりという訳ではなく、相談を聞いて必要な支援策を提案して、困窮の窓口であったり国民健康保険の窓口などへ付き添いを行って一緒に寄り添って自立支援を行っています。

(委員)

詳しい説明をありがとうございました。

(委員)

9ページ事業予定に終活セミナーとありますがこちらは、男女共同参画推進計画のどこに位置づけされますか？

(事務局)

計画の中ではⅠ－１①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進にあたります。

女性は平均寿命が長く、高齢期における単身世帯の増加や介護・看取り、相続など、人生の最終段階において様々な課題に直面することがあります。本セミナーでは、終活に関する知識を提供するとともに、一人ひとりが自らの人生を主体的に選択し、自分らしい生き方と最期について考える機会を提供することで、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的としています。

(会長)

他にご意見等ないようでしたら、次に議題③の委員会・審議会等への女性の参画状況について事務局より説明してください。

(事務局)

それでは、委員会・審議会等への女性の参画状況についてご報告いたします。１１ページから１３ページの表につきましては、前年度の割合を並列で記載し、比較して対前年度での増減を記載しています。女性の割合と書かれた列で、前年度から減少している機関は↓（下矢印）を、増加している機関は↑（上矢印）を％数値の横に記載しております。また、女性登用率が５０％以上の機関と女性の委員が３０％を下回る機関については、「女性の割合」の部分に網掛けにしております。

参画状況の一覧表と併せて、１４ページをご参照ください。表の１．政策決定への女性の参画状況の割合の表ですが、令和８年度時点では２６．７％と７年度と比べて微増。人事課の池田市特別職報酬等審議会、池田市非常勤職員公務災害補償等認定委員会とダイバーシティ共創課所管の池田市男女共同参画審議会、男女共同参画苦情処理委員会においての改善が起因しており、附属機関に類するものを含めると、３１．８％と１ポイント改善が見られます。この原因は、先ほどの附属機関の増加に加え、障がい福祉課所管の自殺対策連絡協議会において女性人数が増加したことが起因しています。

さらに２．Ａ機関数にみる女性登用状況の年度別推移をみると、８年度は９７機関中１５機関と１機関減で池田市非常勤職員公務災害補償等認定委員会が改善されました。２．Ｂ登用率が高い機関に関する調べでは、昨年度１２．１％から１５．５％への増加で、内訳として以前から高い割合を持つ機関ばかりであるが、ほとんど新規追加が５０％以上の機関であったことが主な要因です。

その他、２のＣ登用率が低い機関に関する調べでは、３０％を少し超えたぐらいの機関が微増したため、全体として減少となりました。

総括として全体的な女性登用率としては、この１年で増加傾向にあるが、登用率ゼロ

の機関の割合は依然として存在しています。任期の長い機関で登用率ゼロ機関が設置されていると全体の登用率にも影響し続けます。次回の更新時を見極め、女性登用を1人でも入れることができないかなど粘り強く担当課と交渉を続ける必要があります。

また、それぞれの機関による格差も課題の一つです。平均で見ると登用率は30%前後を推移しているが、極端に高い機関と低い機関が混在し、全体的な低水準が続いていると言えます。これら課題については積極的な女性登用に関する啓発を続けながらも、都道府県や国レベルでの呼びかけを続け職種による性別の偏りも是正していく必要があります。

昨年度と同様に各機関を所管する部署へ女性委員が0の理由や事情をヒアリングし、改善の余地がある機関については次回の選任時に女性委員の登用に努めるよう依頼しました。

各課からの回答につきましては、資料の15ページをご覧ください。

昨年と機関の内訳が大きく変わっておらず、事情は昨年度と同様ですが、これは、委員の任期の期間中であることが要因となっております。例えば令和6年度から任期4年となると、終わりの令和10年度までその間は女性が0の機関として扱われる形になります。また、ヒアリングの中で、審議する内容によっては、特定の職にある方を選任することや、その機関に適した業界自体に女性が活動されている方がほとんどおられない、などの事情も主な理由となっているようです。

役職や職種による男女の偏りを無くしていくことも重要であり、時間がかかる問題であると思いますが、まずは、計画目標を幅広く周知を続け、男女共同参画推進の存在感を意識してもらい、人気の切れ目や何かの折に、女性を積極的に起用するように、各機関への積極的な働きかけを継続していき、常に女性委員がいない又は少ないことに対する問題意識をもっていただくよう声掛けを続けてまいりたいと思います。説明は以上になります。

(会長)

説明が終わりました。しかし、選挙管理委員会については、政策決定の場に女性の意見を取り入れる意味でもぜひ女性委員を登用すべきだと思いますが。何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

選挙管理委員会については、議会の議員の中から選出することになっているということとでなかなか市役所側からお願いするというのは難しいかもしれませんが、市長や副市長など特別職の方から議会に対しお願いしてもらうなど、考えられないでしょうか。他にも監査事務局や固定資産評価審査委員会についても女性登用を推進すべきだと思います。こちらも難しいとは思いますが、継続して呼びかけることが重要であると思いま

す。

(委員)

説明の中で前年より増加したとありましたが、もう少し前の令和2年や3年度から比べると減少していることもあるかと思いますが理由はありますか？

(事務局)

表を見ていただくと、7年度・8年度、2年度・3年度、30年度・元年度と2年間で近い数字がまとまっていることがわかります。委員の任期は2年が多いので一度委員が決まると一定期間は同じ数字になることがあります。また、例えば委員定数が4人や5人くらいの少ない附属機関の場合、1人でも女性委員が増えると0%から25%、50%と数値が多くなり全体平均の割合に大きく影響することがあります。そのような形で年によって増減が見られることもありますが、全体的に見ると数値は、この期間あまり変わらず、ほとんど横ばいになっているという形になっています。

(会長)

確かに少ない委員の機関で女性が1人でも増えると数値上は割合が一気に伸びますね。他にご質問はありますでしょうか。

(委員)

実際に女性委員を増やそうと努力をされているが、現状女性委員の数がゼロのところもある。一部では昭和的な考えがまだ根付いているところもあるかもしれないが、女性の登用数が50%以上のところもある。これは感想なのですが、ヒアリングなど見ていると精力的に取り組まれていると感じます。

(委員)

昨年度の男女共同参画パンフレットの内容を見て、時代が進んで昔の考え方と随分と変わってきているなと感じました。私たちの団体に若い女性の方が入られてきて、話を聞いているとびっくりするようなことがありました。

昔でしたら夫が育休を取るといっても2～3か月取得するくらいのイメージでしたがそこは、子育てのため、育休を妻も夫も1年間それぞれ取ってお互いに協力して育児を行っているということでした。

こういった意識がだんだん広がり、そういった世代が大きく増えていけば、急には無理でも段々と数値も上がるのではないかなと思いました。

(会長)

女性の登用が0になるように、1人でも入っていただけるように努力していただきたいなと思います。女性人数が多い機関においても男性が必要ないという意味ではなくて、男女共同参画の意識を持ってもらい、男性委員が多すぎるところはもっと意識を変えていっていただければいいかなと思います。考察やヒアリングなど細かく掲載していただいてありがとうございました。

他にご意見等ないようでしたら、次に議題④の第3次男女共同参画推進計画の目標に対する進捗状況について事務局より説明してください。

(事務局)

それでは、資料16ページに移らせていただきます。第3次男女共同参画推進計画でも目標として挙げられている項目についてご説明いたします。まず市職員の役職段階に占める女性職員割合は、部長職0%、次長職15.8%、課長職20%、主幹職31.5%、副主幹職26.8%となっており、現在目標数値を超えているのは課長職のみとなっており、こちらについては目標達成が厳しい状況にあります。また、参考までに目標値②③はそれぞれ池田市特定事業主行動計画の令和7年度までの第2期、令和12年度までの第3期の数値目標となっています。

また職員の育休所得率につきましては、目標値は達成しており、育休の取得期間については1月以上の取得率が60%目標に対し55.6%、3月以上の取得率が40%に対し33.3%となっております。その他に出産補助休暇または育児参加休暇を取得する男性職員の割合は目標値100%に対し、87.9%と、目標には届いておりませんが、数値につきましては、年々上昇しており、職員の意識が向上していると言えます。

参考資料として17ページから19ページまでに第3次男女共同参画推進計画の抜粋を掲載しております。以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(会長)

説明が終わりました。育休取得率についてはだいぶ増えてきているように感じます。それでは、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

育児休暇の取得期間で24月超という欄がありますが、最長でどれくらい取得できますか？

(事務局)

人事規則を見ている訳ではないので確実ではないですが男性も女性も同様に最長で3年間だったと思います。

(委員)

最大3年間取られることもありますか？

(事務局)

例えば当初は1年で育休を申請していても保育所になかなか入れない場合や女性職員の方の場合出産されて、すぐに保育所に入れたら復帰できますが、自分の除く保育所に入ることができなくて見送るという限定待機の状態になって1年さらに育休を延長し、さらに延長した結果、最高3年間だったと記憶しています。

(委員)

法律改正後、育休取得期間は最長3年間で、池田市さんがその原則を最大限利用していれば3年間だと思います。

(委員)

取得期間中に2人目が産まれた場合の期間はようになりますか？

(委員)

2人目が産まれた場合は、その時点から最長3年間利用可能となります。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

職員の各役職段階に占める女性役員の割合の目標数値は、市の女性全体の職員の割合にリンクしていますか？

(事務局)

全体の女性職員の割合ではなく部長の枠12個に対して女性が0であり、次長の枠19個に対し3人なので15.8%といった数値になっています。

(委員)

それは実績だと思いますが、目標値はなぜこの数値になっていますか？

(事務局)

目標値の元は内閣府の男女共同参画局が定めている男女共同参画推進プランの基準で

す。それに則しているのですが、国の基準より少し高く設定しています。令和6年度に男女共同参画推進計画を策定する際に目標数値を審議会の先生と相談して、実績の状況などを加味して少し高い目標に設定した経緯があります。

(委員)

では、職員全体の女性割合は目標設定と関係ないのですね？

(事務局)

そうなります。

(会長)

他に何かございますでしょうか？

(委員)

19ページ記載の指標の現状地は毎年調査しているものなののでしょうか？ 例えば、地域活動の場の男女平等感「平等である」と回答した人の役割などの数値がありますが。

(事務局)

こちらは毎年度の調査ではなく、職員の割合などこちらで調べることができるものは調査していますが、計画策定の前年に市民2,000人に対してアンケート調査をしたものの結果になっています。ですので、目標値は毎年わかるものと混在している形になります。

(会長)

それでは、次に移りたいと思います。事務局より連絡事項等がありましたらお願いします。

(事務局)

次回以降の令和8年度審議会については、特に案件等発生しない場合は、セミナー等事業のご案内や報告事項のみとなりますので、書面の通知に代えさせていただきます。
また、よろしくお願いします。

(会長)

ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

他にご意見等がないようですので、本日の議事は終了となります。閉会につきまして

は、事務局にお願いいたします。

(事務局)

有澤会長ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和8年度第1回の「男女共同参画審議会」を閉会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。お車・バイクでお越しの方につきましては、駐車券の無料処理を行いますのでお申し付けください。